| | |
|---|---|
| 百四十四　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。） | 六十万九千円 |
| 百四十五　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験 | 四百九十六万千円 |
| 百四十六　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験 | 七十九万六千円 |
| 百四十七　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験 | 四十二万二千円 |

備考

一　特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに定める書面が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用の関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第十三号 | 四十二万二千円 |
| 第十八号 | 六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。） |
| | 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） |
| | 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 |
| | 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円 |
| 第二十号 | 四十二万二千円 |
| 第二十四号 | 四十二万二千円 |
| 第八十四号 | 二十八万千円 |
| 第八十七号 | 二十八万千円 |
| 第八十八号 | 四十二万二千円 |
| 第九十二号 | 二十八万千円 |
| 第九十三号 | 二十八万千円 |
| 第九十七号 | 二十八万千円 |
| 第百四十五号 | 三百十八万三千円 |

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第三号、第五号及び第八十七号 | 七十九万六千円 |
| 第三号及び第八十七号 | 四十二万二千円 |
| 第七号及び第八号 | 四十二万二千円 |
| 第十九号、第二十二号及び第二十三号 | 七十九万六千円 |
| 第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十三号 | 六十万九千円 |
| 第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十三号 | 六十万九千円 |
| 第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十三号 | 六十万九千円 |
| 第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号 | 六十万九千円 |
| 第三十一号、第四十四号及び第五十四号 | 六十万九千円 |
| 第三十四号及び第三十五号 | 百七万七千円 |
| 第五十八号及び第百三十二号 | 六十万九千円 |
| 第五十九号及び第百三十二号 | 六十万九千円 |
| 第七十五号、第七十六号及び第七十九号 | 四十二万二千円 |
| 第百三十二号及び第百四十三号 | 六十万九千円 |

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第三号 | 七十九万六千円 |
| 第四号 | 七十九万六千円 |
| 第五号 | 百七万七千円 |
| 第八十七号 | 七十九万六千円 |
| 第八十八号 | 百七万七千円 |

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第三号、第五号及び第八十七号 | 百七万七千円 |
| 第三号及び第八十七号 | 七十九万六千円 |